

小値賀町議会第三回定例会は、平成十八年九月二十日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員

十二名

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十 十
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

加 土 小 浦 末 松 岩 伊 横 立 黒 近

山 川 辻 永 永 坪 藤 山 石 崎 藤

雅 重 隆 英 一 勇 義 忠 弘 隆 政 一

德 佳 郎 明 朗 治 光 之 藏 教 美 輝

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	助役	収入役	教育長	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長	保育所長	農業委員会会長
山田	三浦	神川	巖充	谷良	西久	中川	松本	吉元	中村	升水	大黒	熊脇	中谷	松口
道	憲	清	也	一	之	也	司	勝	敏	裕	泰	一	政	政
道	敏	清	也	一	之	也	司	信	章	司	三	也	功	之

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 松

永 永

清 一

美 誠

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第三回定例会

平成十八年九月二十日（水曜日）

午前十時零分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（土川重佳議員・小辻隆治郎議員）
- 第二 会 期 決 定
- 第三 行 政 報 告
- 第四 一 般 質 問
- 第五 報告第四号 平成十七事業年度長崎県市町村土地開発公社の決算報告について
- 第六 報告第五号 財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件
- 第七 報告第六号 小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件
- 第八 議案第五一号 小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第九 議案第五二号 小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例案
- 第十 議案第五三号 小値賀町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第十一 議案第五四号 平成十七年度長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合会計歳入歳出決算の認定について

午前十時零分開会

議長（近藤一輝） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十八年小値賀町議会第三回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、二番・土川重佳議員、三番・小辻隆治郎議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から九月二十八日までの九日間に行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から九月二十八日までの九日間に決定しました。

日程第三、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町 長

町長（山田憲道） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに、平成十八年小値賀町議会第三回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

説明に入ります前に、男子皇族の誕生が四十一年ぶりとなられた、秋篠宮家・宮様「悠仁様」のご誕生を、町民の皆様とともに心からお祝いし、お健やかなご成長をお祈りいたします。

また、十七日未明に佐世保市付近に上陸した台風十三号は、各地に甚大な被害をもたらしましたが、被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げます。当町においては、産業振興課関係で農作物等に一億七千五百万円程度の被害が出ております。

それでは、開会に当たり、前定例会以降、今日までの町政の重要事項についてご報告申し上げますと共に、当面する諸問題について所信を申し述べたいと思います。

総務課関係について申し上げます。

今、千葉大学の女子学生二名が町内でいろいろと活躍されています。おちか新聞八月号の『窓口通信』で紹介いたしました。この二名は、国土交通省主催の若者地方体験交流支援事業として、小値賀が全国二十五地域の一つとして選ばれ、体験調査員として八月二十三日から九月二十一日まで滞在しています。一ヶ月にわたる期間中、地域住民との交流や産業体験等を行い、小島嶼における住民の地域資源への認識・活用能力の向上につながると期待しております。

二年に一度行われている第十九回北松浦分会消防ポンプ操法大会が、七月二日鹿町町で開催され、小値賀町消防団の代表として、第六分団が出場いたしました。四月下旬からの約二ヶ月間、厳しい訓練に耐え好成績をあげております。

建設課関係について申し上げます。

平成十八年七月十八日から二十四日までの梅雨前線豪雨により、農地十四箇所、農業用施設二十四箇所に被害が出ており、災害復旧事業費として、八千八百万円を今回の補正予算に計上しております。なお、災害査定が十一月に実施される予定でございます。

本年度計画の公営住宅建設は、設計監理業務を梵建築事務所と委託契約を締結しており、十月に工事の入札を予定しております。

下水道関係では、斑地区の来年度からの工事着手に向けて測量設計に入っております。斑地区の整備により小値賀町全体での下水道普及率は九〇%以上になる見込みでございます。

住民課関係について申し上げます。

福祉班では、障害者自立支援法が施行されることになり、平成十八年度から二十年度までの小値賀町の障害者福祉サービスの数値目標を明確にした障害者福祉計画を来年の三月までに策定する必要がある、これからその作業に入ります。

保健班では、小値賀町の健康増進計画『健康おぢか21』を策定するにあたり、健康は住民自らが作るものという視点に立ち、約四十名のスタッフを募り、作業を始めました。

平成二十年度から七十五歳以上の老人医療制度が、後期高齢者医療制度に変わるため、長崎県をひとつとする広域連合を十九年一月に設置することになりました。十二月の議会で広域連合の規約や予算等を審議いただくことになりました。

環境班では、八月三十一日現在、小値賀町を含む十二市三町に七万六千四百八十六本もの流木が漂着しております。当町においても七月下旬頃より漂着し始め、収集方法などについて漁協等と協議し、現在までに三千六百九十七本もの流木が収集され、乾燥のため野積みされています。これら流木処理のための費用につきまして、国・県に対し補助金申請をいたしております。なお、流木は十月ごろから順次、切断・破碎等を行い、焼却処理を進めてまいります。

保育所について申し上げます。

六月議会で予算承認いただきました、運動場前のロータリー建設につきましては完成いたしました。今後も事故防止に努めてまいります。

八月二十四日、幼保一元化研修のため、北海道伊達市より議員さん六名が来町されました。駆け足での視察でしたが、様々な意見交換がなされました。

次に、幼保一元化の中での連携の一環として、今年度小値賀町子育てネットワークを立ち上げ、『日曜日は遊ぶデー』を計画しております。事業は幼稚園・保育所の子供・保護者が主体になりますが、町内のゼロ歳児から小学校前未就学児童の子供・保護者にも参加を呼びかけることにいたしております。

産業振興課関係について申し上げます。

農林班では、今年の上半期は例年にならない日照不足が七月上旬まで続き、農作物の生育に大きな支障をきたしました。特に

水稲管理においては、植付け時の低温や、出穂期の長雨による日照不足等により、平年に比べ約二割の減収となりました。ライスセンターへの出荷は、八月十七日から開始され、集荷数量は自主流通米五千五百四袋でした。昨年に比べ、千二百二十一袋の減となり、また品質においても、日照不足の影響による登熟不足などからすべてが二等米という厳しいものでした。九月四日に子牛せり市が開催され、百十頭の取り引きが行われました。総平均で四十四万六千九百八十五円、前回六月子牛せり市より一万四百七十九円の高値で、平均価格は去勢牛で四十七万二千六百六十円、雌牛で四十万一千百五十四円でした。また、恒例の牛の塔祭及び共進会が九月十一日に行われ、上位入賞牛は、十一月二日に田平町で開催される県北地域和牛共進会に代表牛として出品されます。

担い手公社におきましては、育苗ハウスにおいて、農家支援の一環として、ブロッコリー十一ヘクタール、メロン〇・五ヘクタール、トマト〇・四ヘクタールの育苗が行なわれており、八月十日から随時供給を行っております。また、研修事業として、研修ハウスにおいてトマトを、圃場においてはブロッコリーの栽培が開始されております。

農業委員会では、農協理事の改選に伴い、六月二十八日付で、前方後目の吉永信義氏が新しく選任農業委員として就任いたしました。任期は平成二十年七月十九日までとなっております。

水産班では、七月二十一日、本町役場において、長崎県及び佐世保市、小値賀町立ち会いのもと、宇久・小値賀地区漁協の合併調印式が執り行われました。この後、二回の設立委員会と第一回理事会を経て、十月一日に正式合併となる運びでございます。本所は現小値賀町漁協、支所が現宇久漁協になり、新たな「宇久小値賀漁協」として出発し、更なる漁業の振興につながることを期待しております。

商工観光班では、当町では、自然体験をメインとした観光事業に取り組んでおりますが、小値賀町アイランドツーリズム推進協議会及びながさき島の自然学校では、子供自然王国『宝島』事業が七月二十三日から八月五日の二週間、また、国土交通省の『島キング』事業が三泊四日の日程で二回、更には今月十六日から子供夢基金事業で島の暮らしを丸ごと体験する『島ライフ』事業が二泊三日で、今月から春にかけて計四回実施されます。今後も各種のキャンプ事業を継続的に実施する予定にしており、これらの事業だけで新たに延べ一千人の集客が見込まれ、さらに民泊事業とも連携をとりながら活動の広がりにつなげていきたいと考えております。特に、今年度は各種の補助事業の活用により、旅行会社とタイアップしながらの事業展開をいたしております。JTB九州及びJTB西日本の各担当課長や日本修学旅行協会理事長、さらにはJTB

の常務を招聘して体験モニターを実施した結果、今後の小値賀の自然を活かした体験観光の可能性を大きく評価いただいたところ です。

また、平戸市で国際交流や野外教育事業等の事業展開をしている企画会社と連携して実施されたアメリカトヨタ事業は、アメリカ人教師が二十名程度訪れて大変好評を博しましたが、このように外国人の受入活動も平行して行なわれており、すでにこの会社から来年度の国際修学旅行企画の打診があつておりますので、今後の展開が期待されるところであります。

町といたしましても、現在NPO法人化を進めているアイランドツーリズム推進協議会の事業を連携・支援し、長期的には修学旅行の誘致等にもつなげて本格的な観光産業の樹立を目指し、交流人口の増加による町の活性化を進めたいと考えているところでございます。

じげもん推進班では、六月二十五日、町総合体育館前広場において、町内の産業が一体となった「じげもん祭り」を開催しました。当日はあいにくの雨となり、開催内容を一部変更し体育館内で実施することとなりましたが、実行委員会の委員を中心とした関係者皆様のご尽力により、盛況のうちに終了することができました。

次に、六月二十九日に、町内の関係機関による「小値賀町じげもん振興協議会」を立ち上げ、当町の地域資源を活かした特産品作りや販売促進と販路拡大等を目指し、今後の当町「じげもん」振興策の基本方針等の策定へ向けて、現在、協議がなされております。この協議会の事業の一環として、本年度、長崎県の補助金を受けて「特産品販売ビジネスモデル策定事業」に取り組んでおり、各小値賀会総会の折に、当事業の趣旨説明、並びにアンケート調査等の協力依頼を実施し、今年度中に、次年度以降の具体的な事業展開を図るための計画を策定する予定であります。

渡船班では、渡船事業につきましては、運営にかかる欠損額の七割程度を国・県から補助を受けておりますが、近年、経営の合理化について厳しい条件提示がなされております。利用者減に伴う収入の減少や、燃油高騰の対策の具体化を要求され、それに伴い各種の改善策が必要となりましたので、今回、各離島地区での検討・説明会を経て、国との調整の結果、やむなく運賃の改定を行うこととなりました。町民の皆様には、出費多端の折大変厳しい中での負担増となりますが、十分に周知を行い、ご理解をいただく所存でございます。

空港関係について申し上げます。

小値賀空港の四月から八月までの利用は、救急患者搬送五回、海上自衛隊慣熟訓練一回、民間機飛来八回となっております。

本年三月末をもって定期航空路線が廃止されたことを踏まえ、空港の活用策や維持・存続の必要性について検討するため、七月「小値賀空港利活用検討委員会」を設置、空港としての利用を基本とした利活用策を検討いたしております。同じく県においても「上五島空港・小値賀空港利活用検討委員会」が設立され、当町からも私と議長ほか、一名が委員として参加しており、専門的かつ幅広い観点から検討がなされています。県の検討委員会は、十月中に利活用についての結論を出すとしております。時間的にあまり余裕がございませんが、小値賀空港の存続を強く要望すべく検討いたしており、その結果を踏まえて十月開催の委員会に望みたいと考えております。

教育委員会関係について申し上げます。

小中高一貫教育は、構造改革特別区域計画による教育課程の弾力化を図るため、小中高一貫教育特区の作業を進めてまいりましたが、七月末に文部科学省への説明も終わり、現在、内閣府に対し認定申請書を提出しております。これがスムーズにいきますと十一月末には認定通知があるものと思われま。

次に、昨年度から繰越事業として実施しておりました離島開発総合センターアスベスト工事につきましては、機械室・浴室・ホール・ロビー等のアスベストを除去し、七月末を持って完了しております。

今年も八月二十七日から諫早市で開催された「長崎県少年少女合唱団合同演奏会」に小値賀町少年少女合唱団が出演しました。

次に、九月十日に佐々町を主会場に開催されました「第四十一回北松浦郡民体育大会」に小値賀町体育協会から六競技に六十九名の選手が参加しました。本年度は佐々町、江迎町、鹿町町、小値賀町の四町での大会となりました。

九月二十四日に中高合同の体育大会が行われます。更に十月一日には町民総参加の「第四十回町民体育レクリエーション大会」が開催されることになっておりますので、皆様のご参加をお願いいたします。

文化財関係では、八月十六日から二十六日までの間、前方湾北部を中心に海底の遺跡調査を実施しました。平成十六年度からの継続事業で本年度が計画最終年度でしたが、新たに礎石及び二十点の、十二世紀代中国陶磁器を回収するなど多大な成果があがっています。成果内容の重要性に対して文化庁からも調査官の指導派遣があり、今後は史跡指定などを通しての遺跡の保護と活用策を推進したいと考えております。

診療所について申し上げます。

看護師不足であるということは、常々お知らせしておりますが、補充はなかなか難しい状況にあり、町民の皆様にはご不便をおかけしております。町のホームページ、地区への回覧板等を利用し、八月に募集を実施した結果、現在までに一名の応募があり臨時職員として採用いたしております。引き続き募集を続け看護師確保に努めていきたいと思っております。今年の夏は例年にも増して猛暑が続きましたが、昨年同期の患者数を若干下回る状況で推移いたしております。

議案関係について申し上げます。

まず、一般会計補正予算であります。今回の補正は普通交付税の額の決定、梅雨時の豪雨による農地・農業用施設の災害復旧費、流木処理費、その他急を要する事業費等について計上いたしております。

今回の補正額は、一億一千五十万円で、現計予算と合算した本年度の一般会計歳入歳出予算額は、三十億一千三百五十万円であり、前年同期の予算に比べ、一・九％・五千七百万円の増となっております。特別会計は国保会計他三会計で、補正額は八千四百九十万一千円となっております。

次に、予算以外の議案のうち、主なものについてご説明申し上げます。

「平成十七年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定」につきましては、決算審査を七月二十日から八月一日まで実施していただきました。監査委員の決算審査意見書、並びに主要施策の成果報告書を付して、ご提出いたしております。

その他の案件につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

本定例会には、議案十三件、報告三件の合計十六件の審議案件をご提案いたしております。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

議案の提案理由及び内容については、それぞれ担当がご説明申し上げます。

なにとぞ、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

—	休憩	—
—	再開	—
午前	十時	二十四分
午後	十時	二十五分
—	—	—

議長（近藤一輝）　再開します。

町長（山田憲道）　台風災害での、当町においての産業振興課関係で、農産物等の被害額について、「一億七千五百万」と

言ったわけですが…。

失礼しました。「一千七百五十万」に訂正させていただきます。

議長（近藤一輝） これで行政報告を終わります。

日程第四、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問は、ご遠慮願います。

一番・加山雅徳議員

一番（加山雅徳） ただ今から一般質問を行います。小値賀町の全産業の方向性についての質問で、三点について通告しておりますが、議長の許可を得ましたので、二番目と三番目の順番を入れ替えて質問させていただきます。

ここ数年、国・県・市町村におかれましては、財政再建をどうするか、また地域の活性化をどうするか、どのような町づくりをしていくかなどのニュースが新聞・テレビ等でよく報道されております。

本町においても定住人口の減少、少子高齢化、過疎化の進行、財政状況の悪化等、楽観できない状況にあります。また、「自己決定・自己責任」を原則とする地方分権を迎え、全国の地域間格差は益々激化するものと予想されます。そうした状況を打開するためには積極的な地域経営の視点から、自立する島づくりを目指す必要があると思えます。

さて、私もこの問題に対しまして過去二回ほど質問してきましたが、その度に町長の答弁内容が少しずつ変わってきております。その発言内容を見ますと、まず観光・経済・文化等、交流人口の増加に重点をおき、時代のニーズにあった産業の育成を図りたい。また、農産物におきましては、上質、新鮮、安心を売りにした農林水産業のブランド化など、生産性や収益性の向上に努めたい。また、次の段階では、第一次産業を含めた関係機関で構成する委員会を立ち上げ、地域資源の商品化、販売ルートの確保など、生産から最終消費者まで取り組む『特産品販売ビジネスモデル策定事業』に取り組む予定など、発言されております。

そこで、このような発言をされた経過を踏まえまして、現段階での進捗状況についてお伺いをいたします。

また、これまでの振興策でどのくらいの雇用改善が出来つつあるのか二点目にお伺いをいたします。

三点目ですが、国の政策の中で、公共事業の削減を筆頭にあらゆる分野での歳入・歳出の一体改革など、大胆な転換をし

なければ八百兆・九百兆ものの借金を返済することが大変困難な状況になっているのはご承知だと思います。また、従来のように公共工事による景気誘導が出来なくなったため、地方分権の名の下に国から地方へ、また官から民へと方向修正してきていると私は思います。

さて、現在、小値賀町の雇用状況を見てみますと、各産業における雇用状況は、以前と比べかなり悪化しているのは町長もお解りだと思います。財政状況が厳しい中、限られた公共工事だけでは雇用は望めません。また、各産業の雇用状況を見ても、毎年減少している状況だと思います。

そこで、町長は今後の雇用対策、また経済活性化対策について、どのような方針で行くのかお伺いをいたします。

以上で私の質問を終わりますが、再質問があれば自席で質問させていただきます。

また、二問目の、後継者対策については、自席で質問させていただきます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 加山議員ご質問の、小値賀町の全産業の方向性についてお答えいたします。

まず、小値賀町の全産業の方向性についてですが、一つ目の「これまでの各産業振興策の経過について」お答えいたします。

これまで一般質問・行政報告で述べました各産業振興策の経過について、まず、農業関係ですが、ハード面においては、肉用牛・施設野菜振興のための整備を実施してまいりました。肉用牛については、当面の目標であります繁殖牛六百五十頭飼育を、十八年度中には達成できる見込みになりました。施設野菜につきましては、実エンドウを経営の柱にした営農類型が整ってきております。

「今後においては、認定農業者を主体として効率的な農業経営につなげるように組織化、法人化などによる集落営農の展開を図る」ということにつきましては、国における『経営所得安定対策大綱』の策定を受け、平成十九年度から始まる品目横断的経営安定対策に向けて各地区において推進を図ってきておりますが、農作業の受託事業を行っている小値賀第一機械利用組合が、本年度中に法人化の設立を目指し協議を重ねております。

集落営農につきましては、本町のような離島農業においては、面積要件等においてハードルが高く厳しい状況ですが、大島地区において集落営農組織の立ち上げができないかの検討が行われております。

農地・水・環境保全向上対策については、牛渡、斑在地区を除く全ての農家地区において取り組みを行う予定で準備に入っております。

地域農業構造の再編を担う認定農業者については、昨年度五十二名の農業者の再認定を行い、現在の認定農業者総数は、五十六名となっております。

「担い手公社組織の充実について」は、本年度から、担い手公社に専任の局長を外向させ、組織体制の強化を図り、農業者研修生の採用についても選考基準を定め、優秀な人材の確保に努めております。

また、環境保全・自然循環型農業の展開を図るため、堆肥製造施設の管理運営を担い手公社に移管させました。更にこれまで町の各課に分散されていた各種労務作業については、担い手公社において作業労務班を編成し、各種受託作業の効率的な体制を整えました。

今後は、高齢化・後継者不足等に対応するための町民からの作業受託も行っていきます。

次に、水産・商工観光関係ですが、概ね「補助事業の活用による振興策の検討」、「ブランド化推進」、「条件がそろった場合の養殖場事業等、育てる漁業への転換」などを水産関連の振興策と位置づけて述べさせていただきました。補助事業の取り組みにつきましては、ご存知のとおり、昨年度から「離島漁業再生支援交付金事業」が新しく事業化されましたので、これまでの事業を一本化して効率化し、さらに新規事業を組み込んで活性化につなげようと考えております。また、本事業は、五年間の事業ですので、今後、漁業集落、或いは漁協といろいろな検討を加えて実効性のある事業展開が可能と思っておりますので、有効な活用をしたいと考えております。

また、「ブランド化推進」につきましては、ある程度の市場評価をいただいておりますが、さらに商品としての魚の取り扱い厳格化や、各種のPR事業及び海水殺菌装置の導入等により、高付加価値化の必要性があると考えております。「陸上養殖場等の育てる漁業への転換」につきましては、現段階では計画が具体化したしておりません。

商工観光関連では、「おぢか国際音楽祭や各種イベントによる交流人口の増加策及び受け皿の整備」、「民泊事業への取り組み」につきまして述べていただいております。音楽祭や各種イベントによる集客の実績につきましては、皆様もご承知のことと存じますが、民間が主体となった本事業につきましては、今後も行政も一緒に取り組んで行きたいと考えております。また、受け皿の整備としての「自然学塾村の改修計画」につきましては、次年度に国の補助金により一部改修工事が

予定されておりますので、より野崎の特色が活かせるような体制整備につなげたいと思います。

それから「民泊事業」につきましては、現在十八件の登録があつており、子供キャンプや各種の体験事業の受け皿として整備が順次なされておりますが、今後、大型ツアーの誘致のためには組織の拡大が必要ですので、小値賀町アイランドツーリズム推進協議会と一緒に事業を展開したいと考えております。

じげもん振興関係では、特産品の開発研究・販売促進・販路拡大を検討する組織として「じげもん振興協議会」を設立し、今後の販売戦略商品の選定や販売促進などについて協議を行い、当町特産品の総合的な戦略の方向性を確立するようにしております。本年度は、当町の第一次産業を軸とした地域資源を商品化し、販売ルートを確保し、生産から最終消費者までを取り込むビジネスモデルを策定し、地域での事業機会の確保をめざした特産品販売ビジネスモデル事業に着手しております。次に、二点目の雇用対策面で各産業別にどのくらいの改善ができつつあるかについてですが、農業については、施設野菜栽培農家において現在、実エンドウ・アスパラガスの両品目について共同選果が行われておりますが、平成十七年度の共同選果に係るパート雇用は、漁業者のご婦人方を中心に、実エンドウでは二月から五月まで延べ四百三十九人が、アスパラガスにおいては、一月から九月まで延べ二百二十七人が雇用されております。また、実エンドウについては、収穫の最盛期には、各農家においての雇用も行なわれており、平成十七年農林業センサスにおける雇用労働雇入農家数と人数は、十一戸の農家で、延べ千百六十人という数字も出ております。

今後、これら作物の規模拡大や、メロン・ゴーヤ等の品目の共同選果を追加すれば更に雇用の拡大に繋がりますし、じげもん推進班が行なっております地産地消・食育の推進による人材育成も、将来は雇用につながっていくと考えております。水産・商工観光関係については、先ほども申しましたように水産業、特に漁協関連では、合併により雇用の確保は厳しくなるような感じがいたしますが、今後の計画で上がっております定置網の増設が実施されますと、大きな雇用につながるかと考えられます。しかしながら、当町の形態が基本的に一本釣りが主でありますので、漁業関連での雇用対策というのは厳しい状況と判断されます。

商工関連でも同様に、今後も雇用は大変厳しいと判断されますが、観光産業と連携した事業展開により、幾分かの活性化につながるのではないかと考えております。さらに、体験事業を主として考えている観光産業は、第一次産業との連携が不可欠でありますので、漁業・農業体験によって活性化に結び付け、本業の他に収益が上がることによる雇用拡大につながら

ないものかと考えます。

観光事業につきましては、アイランドツーリズム推進協議会の再編成により、体験活動の専門職員配置が必要と聞いておりますので、その分の雇用は確実ではないかと期待をいたしております。

次に、三点目の、今後の雇用対策、また経済活性化対策についてどのような方針で対応していくのかということについてお答えいたします。

公共事業の減少により、第一次産業の活性化による雇用創出が重要であると考えております。具体的には、まず農業関係においては実エンドウ、アスパラガス、メロンなど主要農作物の共同選果体制の確立が必要であります。共同選果が整えば、各生産者の経営規模拡大が図られ、雇用が生まれ選果作業のパート雇用の増員も必要となります。

担い手公社においては、農産物の加工販売も業務の一環として取り組むようにしております。昨年度より取り組んでおります『トマトジャム』の本格的な生産販売や、芋加工品の開発などのために加工施設を整備しての雇用も考えております。

また、建設業者の第一次産業への参入については、国も推進を図っており、本町においてもすでにそのような動きもありますので、県の指導を仰ぎながらできることは積極的に支援をしていきたいと考えております。

続いて水産・商工観光関係ですが、水産関連では、まず宇久漁協と小値賀町漁協の合併により、五島列島北部での一貫した水産振興が図られる予定です。このことにより、組織としましては、少数精鋭主義の流れに拍車がかかり、雇用の確保はなかなか厳しい状況となりますが、宇久・小値賀での共通した事業化が進められますので、ブランド化の推進等に積極的な取り組みがなされるのではないかと考えております。また、今後五ヶ年に各種の施設整備が計画され、漁協の機能強化も進められます。さらに、離島漁業再生支援交付金事業によりまして、新しい取り組みが順次行われており、今後期待されるところでございます。

商工関連では、商店街を中心として大変厳しい状況が続いております。これは、第一次産業の低迷が大きな要因となっておりますが、さらに時代の流れによる流通システムの変化も大きく影響を与えております。小規模事業所にとっては、体力が脆弱なために町民のニーズに応えるだけの余力が残っていないのが現状で、今後の動向が懸念されるところでございます。観光事業では、昨年からの小値賀町アイランドツーリズム推進協議会の立ち上げにより、新たに「民泊事業」に取り組んでおります。生活体験をしながら宿泊するこの事業は、島では全国的にも珍しく、いろいろな体験ができることで、旅行エ

ージェントにも好評で今後の可能性が垣間見られます。今後は、受け皿となります協議会の事務局や運営方法を改善し、観光協会や自然学校が一体となったNPO法人、すなわち特定非営利活動法人の資格を取得し、旅行会社とも対等な契約ができるようなシステムにして、修学旅行等団体客の受け入れに向けて事業を進めていきたいと考えており、いろいろな分野への経済の波及効果に期待しているところでございます。

じげもん振興関係では、本年度実施する『特産品販売ビジネスモデル事業』の検証結果によつては、雇用の拡大・地域経済の活性化に期待が持てます。

以上でございます。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） 今、町長からの答弁の件はですね、今までずうつと言つてこられたことだと思ひます。

それで、先日ですね、産建の委員会、産業振興課の担当部局の課長、それにその職員の皆さんに出席していただいて、補助事業について今現在町長がおっしゃられたことについてですね、いろんな説明を受けたわけです。尚且つ、自立推進班からもいろんな資料をいただきまして、今町長がおっしゃられたような内容でした。

要は、今の町長部局の職員さんですね、町長の今言われた政策に従つてですね、最大限以上に職務を遂行していると思ひ思うわけですね。ただ、今のやり方で町の活性化はですね、幾らからは伸びると思ひます。ただ、今言われた、農業関係で言えばですね、実エンドウで四百三十九人、アスパラ等々で二百二十七人というふうな数値が出ておりますが、結果的に一時的な雇用であつて、小値賀町の将来を見たときに、私はこれが駄目ということじゃないかと思ひます。大変小値賀町の財政状況も自主財源が厳しい中でですね、税収が上がるところまではいかないんじゃないかと思ひます。そこら辺について、町長の今までおっしゃられたことについての評価はいたします。しかし、それでは今後小値賀町の将来を見たとき、大変厳しいんじゃないかなという気がしますが、そこら辺如何でしょうか。

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） お答えします。

農業関係につきましては、戦後最大の農業改革ということで、そういうのがですね、今計画をいたしている段階ということで、すぐ結論が出るというものではないと考えております。

また、漁業関係につきましては、十月一日に宇久と小値賀が合併いたしますし、その間ですね、今後の事業計画等も計画に上がっております。そういうことを一つ一つやりながら漁業の振興はしていきたいと…。

商工・観光業につきましては、今いろいろと計画がなされておりますので、すぐですね、結論が出るものばかりではないと思いますが、ただ観光面につきましては、今年でもですね、結構な観光客も、倍ぐらいに増えているというふうに聞いておりますし、今後もそんなにいろいろ減るんじゃないかという暗い考えはございません。

また、建設業界につきましても、個々にですね、牛を飼ってみませんか？それから、アワビの陸上施設を作ってみませんか？それから、グループホーム等につきましてもいろいろとお願ひしていたわけですが、当初は「やりたい。」という返事もいただきまして期待をしていたわけですが、全部断ち切れたということで、今後とも建設業協会につきましてもですね、一生懸命、農業関係につきましても農業委員会ともいろいろ話し合いながら、誰でも農業が出来るような体制作りをしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） 今、町長がおっしゃられたことについてはですね、私もそのように思います。

ただですね、例を一例出してみますけど、例えばですね、町長もご存知かと思うのですが、新上五島町ですね、ここも大変五ヶ町合併して厳しい状況になつとるつちゅうのは町長もご存知だと思います。そういう中でですね、新上五島町が今いるんなことをやっております。それで私もちよつと行って勉強をしてきたんですが、一つの目標を立ててですね、例えば、今年一月の国税庁の規制緩和に伴つてですね、焼酎の生産を目標に検討会議を発足させておるのはご存知だと思います。

この方、民間等々の有識者を含めてですね、三回ほど会合をやっております。その会は『焼酎を作ろう会』という会ですがね…。また、これについてはですね、特区申請も出すということだそうです。

要は私が言いたいのはですね、町の『核』となるような事業を是非とも推進して、今すぐ結果は出ないというのは今町長もおっしゃられたとおりで、私もそう思います。ただ、町の将来についてですね、町民が一緒になつてですね、例えば今の上五島の例ですが、その上五島をずうつと廻つて見ればですね、住宅を建てようという宅地にですね、今芋を作つとるわけですよ。これも町が推進して将来的には焼酎を作ろうと、工場を作ろうという目標を立てとるわけですね。それに対して町民に対して啓蒙しながら町民もそれに応えて、「よしそんなら芋でも空き地に作ろうか。」というふうな、そういうふう

な核となるものをですね、町長には是非推進して、町民にも話をしてですね、そういうふうな事業を私は立ち上げていただきたいという思いで、こういう質問をしたわけですね。

それと同時に質問の中で、これをやることによつて、将来雇用面においてもですね、経済の活性化においても、後でまた質問しますけど、後継者についてもですね、魅力ある小値賀の町づくりができていくんじゃないかという思いがするわけですね。そういう意味では是非そこら辺のことを頭においてですね、今後やっていただきたいと思うわけです。

そこら辺について、もう一回お願いいたします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

新上五島町も建設業協会の方がなかなか、もう全国的に仕事がないということ、これは井上町長さんが焼酎工場を作りたいということ、小値賀の方にも建設業協会の方がですね、お見えになられたわけですが、荒れた畑をですね、機械で耕してそこに芋を作る、そして原野に牛を放して牛飼いをしながら、そして焼酎も作ろうということ、一生懸命今やっていることは承知いたしておりますが、小値賀の場合でも、今、地産地消ということ、お陰で胡麻とか大豆類いろいろがまた作られてですね、少しずつでありますけど、高値販売になっている状況でございますが、今後とも私は芋ということじゃなくて、小値賀にはですね、百十種類ぐらいの薬草があるというふうに聞いております。その中で今、薬草がですね、この薬草と言うのは多年生ですので、切つて、乾燥させて送れば金になるということ、今いろいろと専門の方にですね、調査していただいているところですが、そういう前の庭にですね、薬草でも植えてもらつて、それを農家の方の副職に、じいちゃん・ばあちゃんの副職に、そういうふうな薬草が売れる日もですね、近い将来に来るものとは思っております。そういうことで、また今後とも皆様のご意見を聴きながら、いろいろと検討していきたいと思っております。以上です。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） 何回質問しても同じような答えばかりで、まあ町長のおっしゃることは解かります。

それですね、財政的なことを言えばですね、質問から外れますんで質問はしませんが、要するに一言で言えば、自主財源が少ない本町ですね、今後税収を上げるがためにはやはりこの基幹産業である第一次産業を柱として今後町づくりをし

ていかないかんということがもう大前提にあると思うんですね。だから、今、町長が言われた薬草等々もそりゃあ結構でしょう…。ただ、そういうので税収がどのくらい上がるのか…。昨日ですか、財政課から資料もいただきましたけど、給与所得者が大体小値賀町の税収の八割を占めておると。で、農業・漁業についての税収のうちうのは、約四%ぐらいしかないということ、今後、税収を上げるということを考えればですね、やはり今の薬草とか、そういうことも結構でしょうけど、大きな核と言うですか、プロジェクトをあくまでも町長が打ち出してですね、それを町民に対して小値賀町は「こう行くよ」と。そういうふうな核となるような、一つのプロジェクトのうちうですか、例えば、漁業関係なら従来から町長がおっしゃる加工工場とか、農業で言えばですね、要するに雇用が増えて、また活性化ができるような事業、今の畜産関係でも一千万ぐらいの収入を上げる人が何人かおるということで、ただそこに人を雇えば、雇用すればなかなか採算がとれないというのが今の現状だと思うんですね。

だから、要するにそういう雇用面もですね、雇用増になるような施策・政策を町長が打ち出してですね、それもよく職員の方々にですね、採算がとれるのか、この事業をやった場合に…。それも検証しなければいけないし、またそれについて雇用がどのくらいできるのか。そしてこの事業で税収がどのくらい上がるのか。そこら辺をですね、今せっかく自立推進班等々、産業振興課も一生懸命やっておられます。そういう中ですね、やはりそこら辺の研究のうちうですか、自治体でいろんな施策をいろいろやっております。だから、そういう意味でですね、是非町長に私は核となるようなものをですね、職員と一緒にやって、また町民も一緒になってですね、そこら辺をしていかないと将来的に、財政的にも、後での質問になります。後継者も戻って来れないようなですね、町になるんじゃないかなという思いがあるものですから、従来からこの言葉が、私は三回目ですけど質問するわけです。

そういうことから、是非私の意図はそういうことなんです、もう一回町長の答弁お願いいたします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） どうもありがとうございます。

今後ですね、職員とよく相談しながら、そして採算性が上がり、そしてまた雇用ができるものが何かないかということは今後一生懸命検討していきたいと思っております。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） 是非よろしくお願いしておきます。

次に、後継者対策について質問をいたします。

小値賀町全産業の後継者不足については、これまで先輩議員からも何度となく質問されてきておりますが、これというような解決策に至っていないのが現状だろうと思います。このような現状のもと、各産業の後継者を見てもほとんど後を継ぐ後継者は今のところあまり望めないのが現状ではなからうかと思えます。

そこで、これまで町長が発言された内容を挙げてみますと、大体次のようなことを言われております。

漁業の後継者については、小・中学生を対象に小発動青年部、水産改良普及センターの協力を得て、スライドを利用した講義、カサゴ放流体験、現場体験等、水産教室を開催し、今後も国、県の施策に注目し、漁協等とも協議しながら取り組むと。また、農業後継者については、認定農業者を主体として効率的・安定的な農業経営になるよう組織化・法人化などによる集落営農の展開、また担い手公社組織の充実を図りたいなど、発言されております。

このような答弁からですね、私が思うに、マニュアルどおりのことを言っているだけのことじゃないかなと…。大変失礼な言い方ですが、そのようにしか聞こえません。町民はですね、町長がこの小値賀町をどのようにして自立させ、またどのようにして後継者が戻って来れるような町づくりをするのか、十分に浸透してないような感じがいたします。

そこで、町長にお伺いをいたします。

後継者の問題が自立していく当町において最重要課題と思えますけど、そのための方策としてどの点にポイントを置いているのか具体的にお伺いをいたします。

また、仮に今後、後継者が後を継がないようなことになれば、町の人口は益々減少していくのは必至と思われれます。また、財政的にも厳しくなり、町民一人当たりの負担も大きくなると思えますが、その点についてお伺いをいたします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 後継者対策についてお答えいたします。

後継者の育成・確保が本町の重要な課題であることは十分に認識いたしております。

平成十八年度農業関係における後継者につきましては、農協青年部会会員二十名、青年農業者の会であります4Hクラブ会員は二十一名となっておりますが、自営農業に従事する会員は少なく、高齢化などにより、十年後には専業農家が二割以

上減少すると言われる中、担い手不足は深刻な問題であります。

農業後継者の育成・確保につきましては、担い手公社における農業研修制度の充実が重要と考えております。研修期間の二年間とその後の積極的な支援により、毎年確実に二名の新規就農者を出せる体制を整えているところであります。

更に、個々の農家の経営安定を図ることが後継者の確保に繋がると考えております。

水産業、商工業におきましても農業と同様な状況で、後継者が非常に少ない現状でございます。現状での生計が厳しい中で、事業主が将来に対して大変危機感を持っておりますので、積極的に後継者育成につなげないというのが本音ではないかと感じております。町といたしましても、対策をこまねいている訳ではございませんが、現在の厳しい状況を少しでも改善して、希望が持てる産業化を進めるのが最優先課題ではないかと思っております。消極的かもしれませんが、生活が安定する状況が見られると必然的に後継者も育つのではないかと考え、各種の事業を進めているところでございます。

また、町民一人当りの負担が大きくなるのではないかとというご質問ですが、国民健康保険税や介護保険料などがどうなるのか、これらについては、基本的に所得に応じて保険税や保険料を徴収するシステムで、小値賀町のように高齢者が多く、若者が少なく、低所得者が多い地域については、国や県の調整交付金制度がありますので、極端に負担が膨らむということにならないのではないかと考えております。

以上です。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） この後継者の問題についてはですね、もう大変難しいということとは私も解かります。

しかしですね、先ほどの話と連動するわけですが、どうしてもこれはですね、どうにかしないと人口も減っていくし、活性化もならない。

よく町長も聞かれると思うんですけど、お盆とか正月に帰って来ればですね、「やっぱり小値賀に帰りたい。」と。しかし、働く場所がないと。今町長がおっしゃられた安定した収入が望めないという、よくそういう話を聞くわけですね。

そういうことですね、先ほどの前段の質問とリンクするわけですが、やはり町長がですね、大きな舵をとっていただいでですね、そいで後継者が小値賀に戻って来れるような環境整備つち言うですか、まあ簡単に言えば働く場所、そいで安定した収入が得られるような環境づくりつちゆうですか、そういうのをやっぱりやらないと、なかなか後継者、あととりは戻

つて来ないんじゃないかと思えます。

是非ですね、そこら辺のところは具体的に「どうこう」っちゅうことは私もはっきりここでは言い切れませんが、ただ、将来性があるようないろんな事業をですね、立ち上げていただいて、さっきの話とまた同じようなことになると思いますけど、それが一番優先順位から言えば、そういうことじゃないかなということですよ。

そういうことで、先ほどいろいろ言いましたんで、そこら辺を含めまして再度町長の答弁をお願いいたします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

今、農業関係で大島につきましては、各若い人たちが帰って来ていると。これは何なのかなあとは思いますが…。

また、漁業関係につきましては、一本釣り関係ではおりませんけれども、養殖関係では雇用拡大がですね、結構なされて若手が結構おるようでございます。

また、商工業関係につきましても、やはり後継者はですね、少しずつではありますが、帰ってきている状況ではあります。が、今、加山議員さんのおっしゃられましたことにつきましてはですね、今後ですね、皆様と協議と言うとまたいろいろ言われるかもわかりませんが、積極的な対策が今見出せない状況の中ですね、今後とも協議をするしかないのではないかと考えております。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） 最後にですね、ひとつ町長にお願いをして質問を終わりますが、先ほどから言ってます前段の雇用問題ですね、これと、この小値賀町の活性化、この後継者の問題ですね。これはですね、やっぱりみんな連動しとるっちゅうか、関係し合っと思おうわけですね。

だから、後継者の問題についてはですね、やはり働く場所、先ほど来から言っております働く場所、それと安定した収入っちゅうのが、この雇用と地域の活性化、後継者の問題と。これは三つとも連動しとるわけですから、是非そこら辺はですね、職員の皆さん、町民の皆さん含めてですね、後継者を如何にして小値賀に帰って来てもらうようにするかということですね、是非、いろんな問題が山積しているのは解かりますけど、この後継者対策の問題についてはですね、是非何らかの手を撃たないとなかなか、財政的にも先ほどから言ってますとおり厳しい状況の中、急がれる問題じゃないかなという気

がしております。

ひとつそこら辺よろしくお願いしときます。

以上で私の質問を終わります。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

昨日の発表会というのは、国土交通省の方からですね、委託事業として小値賀町が全国で二十五箇所のうちの一つということで、二名の千葉大学の女の方がですね、約一ヶ月間にわたって各職場団体の体験、それから各地区を廻ってですね、町民の皆様といろいろと話をしたということで、その中の発表の中に後継者のこともあっております。

それで、全部漁師の方とか農業者の方に聞くと、親がですね、生活に責任をもてないから子供に継がしたくない、そういうような話もいろいろ出ておりました。

やはり先ほども言いましたが、そういう中でも大島地区なんかはですね、ちゃんと帰って来ておりますし、農業でも漁業でも商工業でも一緒ですが、やっぱり『親の背中を見て子は育つ』ということで、親が自信をもってやるとれば、自ずと帰って来るんじゃないかということ、今後とも農業者、漁業者も一緒ですが、そういうことで一生懸命今後相談をしながら、いろいろの後継者の事業等の補助金等も一応充実はしているつもりではございますけども、それでも来ないのは何故かというのは、やはり再度よく考えてみたいと思っております。

議長（近藤一輝） 次に、八番・伊藤忠之議員

八番（伊藤忠之） まず質問に入る前に、本日は農業委員会の松口会長様におかれましては、ご多忙中の中、本議会に出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、今後の小値賀町の農業振興のためには農業委員会の役割が大変重要だと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

本町の基幹産業である農業は、農業者の減少や高齢化、後継者不足により農業生産の担い手が極めて少なくなりつつあります。意欲と能力のある担い手の育成、確保が急がれるところであります。農業委員会は、市町村に設置されている行政委

員会であり、その大きな特徴は公職選挙法に準じて農業者自らが選んだ代表者を中心に構成し、運営することにあります。住民が行政への積極的な参加が求められている中で、農業者の公的代表である農業委員会は、担い手不足、高齢化による遊休、耕作放棄地問題が深刻化する中で、優良農地の確保と有効利用、そして担い手の確保、育成など、「土地と人」対策を中心に地域農業の振興と、構造政策の推進に全力で取り組む必要があります。更に地域農業が衰退することのないよう対策を講じて農業者の地位向上に力をつくすことが農業委員会に課せられた任務であると考えております。

農業委員会の役割は、平成十六年に行われた農業委員会法の改正により、制度の見直しが行われ、農地の確保や効率的利用、また農業経営の合理化及び情報提供に関する業務を重点化することを、第六条二項に規定されております。

また、新たな食料、農業、農村基本計画においても「農地」並びに「担い手」政策は、農業委員会が行う施策の柱として、その役割の強化がしっかりと明記されております。また、本町の農業委員会においても、農地部会、担い手部会と二つの部会によって構成されており、活動しているところであります。

そこで、農業委員会の会長にお伺いをいたします。

農地の確保や効率的な利用等に関する「農地」対策について、どのように取り組んでいるのかお伺いをいたします。また、農業者の減少や高齢化の進展に伴い、地域の農業が担ってきた食料生産や集落の維持が困難になりつつある中で、農業経営の合理化など、各種施策としての「担い手」対策について、どのように取り組んでいるのかお伺いをいたします。

次に、農業振興業務の中で、農業経営と暮らしの発展のため、それぞれの地域が抱えている課題の解決に情報の収集、提供活動も重点化されており、その取り組みについてもお伺いをいたします。

次に、農業委員会の委員定数の見直しについてお伺いをいたします。

会長もご承知のとおり、平成の大合併により、長崎県の七十九市町村が二十三市町になり、それに伴い、農業委員会も当然ながら統合が進められ、七十九から二十三と大幅に減少し、合併を行った農業委員会の活動は一気に広域化することになり、その任務は二倍強の広範囲に及ぶことになっております。

本町は合併をせずとし、昨年七月に農業委員会の統一選挙が行われ、十六名の委員で構成されているところであります。

私は、本町の農業委員会の活動体制の効率化やスリム化などを図りながら、地域の実態に応じた組織体制の整備を進めなければならないのではないかと考えております。そこで、農業委員会の委員定数の見直しについて、会長はどのように考え

ているのかお伺いをいたします。

なお、再質問があれば自席にて行います。

議長（近藤一輝） 農業委員会会長

農業委員会会長（松口政之） ただ今の質問に対してお答えいたします。

ご質問の一点目の、「農地」・「担い手」対策につきましては、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」において、農地の有効利用を促進するため、担い手への農地の利用集積の促進や、耕作放棄地の発生防止、解消のための指導の強化、また、計画的な土地利用の推進に向けての中心的な活動を行うことが求められています。

このような中で、小値賀町農業委員会では、担い手を対象とした「担い手農家農地集積推進事業」を、平成十五年度から継続して取り組んでいるところです。

また、産業振興課農林班が主体となりますが、「農業振興地域整備計画」の全体見直しで、町内全域の一筆調査を本年八月に実施いたしましたので、これを基に農業委員会全体での農地パトロール、また、各地区担当委員の農地巡回を強化しまして、今後も農地として再生できる農地を把握して、担い手への集積を促進していきたいと考えております。

「担い手」対策につきましては、高齢化が進んでいく中、現在小値賀町には五十六名の認定農業者がおります。今後も、「小値賀町担い手育成総合支援協議会」とも連携を強化して、担い手の確保・育成に取り組んでいかなければと思っております。来年度から始まります「品目横断的経営安定対策」など、国の政策に対応していくためにも、小値賀町においても、関係機関と連携を図り、担い手を中心とした集落営農の組織化を推進していく必要があると考えております。

現在、第一機械利用組合が特定法人化へ向けて、県北農業改良普及センター等の指導を受けながら、調整中であり、組織化・法人化することは大変難しいことではあります。今後の小値賀町の農業を考えると、推進して行かなければならないと思っております。

次に、二点目の情報提供につきましては、農業委員会は、農地基本台帳の適正な整備を行い、地域の農地情報を的確に把握し、農業者へ提供していかなければと考えています。また、経営安定対策や保全対策等の内容と対策につきましても、農林班、農協、普及センターなどと、各地区説明会等を行っており、これからの農業・農政をめぐる情勢を認定農業者等に的確に伝えるため、意見・情報交換会を年度内に実施する予定です。

次に、三点目の、「農業委員の定数の見直し」については、現在、農業委員は公選十二名、議会推薦一名、選任三名の十六名で構成されております。国の農業政策が大きく変わる中、「集落営農の組織化」や、「農地・水・環境保全向上対策」など、今後の小値賀町の農業を考えたとき、各地区に最低一名の担当委員が必要であると考えています。また、高齢化が進む中、農地のあっせん、集積などの活動に対しても、地区内に農業委員がいることが望ましいと思っております。

今後、組織化や法人化を推進していくためにも、農業委員が地区のリーダーとなり、農業者や担い手をまとめ、小値賀の農業を確立していかなければならないと思いますので、現在の定数は確保していきたいと考えております。

議長（近藤一輝） 伊藤議員

八番（伊藤忠之） 農地問題対策について再質問いたしますが、現在、町全体の農家の利用集積実績、また認定者による農地利用集積が行われているということですが、数字的にですね、認定農業者による農地集積が平成十五年度、十六年度、十七年度にどのくらい利用集積があったのかお伺いをいたします。

続いて、担い手対策につきましては、これは認定農業者、並びに集落営農が進められておりますけれども、認定農業者が五十六名おるということですが、他町村の認定農業者がどのくらいおられるのか、もしよろしければお伺いをいたします。

そしてですね、担い手農業者、これが農業経営に關しましてはスペシャリスト、『プロ』ということですが、これらの更に能力向上の支援対策は、先ほどご説明がありましたけれども、もう少し詳しくお願いをしたいと思います。

例えば、講師を呼んで研修を行うとか、先進地視察とか、いろいろあると思いますけれども、そちらの説明をお願いいたします。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休 憩	—
—	午 前	十一時 三十二分
—	再 開	—
—	午 前	十一時 四十分
—	—	—

議長（近藤一輝） 再開します。

農業委員会会長

農業委員会会長（松口政之） ただ今の質問に対しましては、農業委員会事務局長に答弁させていただきます。

議長（近藤一輝） 農業委員会事務局長

農業委員会事務局長（熊脇一也） お答えいたします。

一問目の、農地の利用集積についてでございますけれども、十五年度が五・三ヘクタール、十六年度三・二ヘクタール、十七年度九・〇ヘクタールとなっております。

続きまして、他町村の認定農業者の数でございますけれども、ただ今合併が行われておりますので、北松の合併しているところもございまして、参考になるかどうか判らない町村もありますが、以前の数でいきますと、宇久町が三十四名、鹿町町が九名、田平町が二十九名、吉井町が十名、鷹島町が二十六名となっております。で、小値賀町が五十六名というようになっております。

三番目の、認定農業者の支援活動等につきましては、担い手育成総合支援協議会というのが十六年に立ち上げております。この中で、認定農業者の経営改善とか、能力向上支援活動、また集落営農の組織の確保、育成、そういった活動とか、新規就農者の支援及び育成というようなことを行っていきたくと思っております。また、町内での活動に関しては、定例会におきまして研修会を行ったり、それから県北地区の協議会、研修会がございますので、その辺に出向きまして一人一人の資質向上のために研修を行っていきたくというふうに考えております。

以上でございます。

議長（近藤一輝） 伊藤議員

八番（伊藤忠之） 続きまして情報提供の再質問をいたします。

先ほど会長の答弁の中で、例えば、農林班とか農協、並びにいろいろなところで意見調整をしながら連絡をしていくということでもありますけれども、実はですね、ここに昔発行されております、これは平成十四年度から十五年度にですね、『小値賀町農業だより』というのを発行しております、こういうのをですね、私は情報提供ということで、本当はやっていただきたいと思っております。

この中にはですね、「農家基本台帳の一斉調査を実施します」とか、「こんな時は農業委員会の許可が必要です!!」、農地の売買、農地の転用、こういうことが書かれております。そしてですね、この農業委員会の農業だよりの中で、平成十五年の、これ恐らく最終と思うんですけども、『農業委員の声』というのがありますね、これは斑地区担当の田口徳治さんという方が記事として書いておりますけれども、『みんなで考えよう、後継者がいない我が村を』というところですね、ここも斑在のところですけども、本当に「高齢化が進み、不便な耕作地は遊休・荒廢地が目立ち、これでは後継者どころか、

村では農業を続けることはできない」という切実な農業委員の声もあります。ほんと、難しいいろんな情報もあると思いますけども、これは是非復活させていただきたいと思えます。

その点につきましてお伺いをいたします。

そして、更に定数の見直しですけども、今のところは現状的に各地区に一名というふうにやっけていききたいというご意見でしたけども、現在ですね、畑総事業も終わって、区画整備もされ、そして更にいろんな調査で遊休農地の確認もされております。そしてまた、国土調査によつてですね、境界線、あれも確実に実地で確認済みですので、ほんとにそれで農地の境界問題は私もうなくなつたのではないかと思つております。

また、うちの地区の農地のことは他所の地区の人は判らんという、体外恐らくそういう意見をもつておると思いますが、私はですね、それよりも農地のパトロールの強化や情報提供、先ほどみたいな情報提供を行えばですね、そして農業委員会の活動を活発にしていけば、定数の見直しはできるのではないかと思えますけども、そのような考えは、もちろん答弁では「ない」と答えるのが普通ですけども、そこら辺を再度お伺いいたします。

議長（近藤一輝） 農業委員会会長

農業委員会会長（松口政之） 第一点目の、『農業だより』につきましては、平成十五年までは発行させていただいておりましたが、農業委員会の業務も多様化しまして、なかなかその発行までは至っておりません。

今後につきましては、なるべく皆さんに情報伝達できますように考えていきたいと思っております。

また、定数につきましては、伊藤議員さんの言うこともひとつもだとは思いますが、現状、農政が移り変わる中においては、地区に対応していくためにはどうしても私は地区に一人の農業委員は必要だと考えております。

よろしくお願ひいたします。

議長（近藤一輝） 伊藤議員

八番（伊藤忠之） 最後になりますけども、最近ですね、よく農業委員会において事後処理問題がここ何年か起きておりますけども、これらを防止するためにも、先ほど申しましたとおり、情報の提供を是非やっけていただきたいと思います。

その点を最後にまたお伺いをいたします。

そして、松口会長におかれましては、農業委員会の母体であります県の農業会議、その中の監事を受け持つておられると

お聞きをしております。例えばそういう県の監事なんかになるというのは重要な役ですので、会議の時にですね、他町村の方々と共に協議をし、また話し合いをしてですね、その地域の実態に合った勉強をしていただいて今後農業委員会のために頑張っていたきたいと思えます。

先ほど質問した件をお伺いをしまして、私の質問を最後といたします。

議長（近藤一輝） 農業委員会会長

農業委員会会長（松口政之） このところ、幾らか事後承認という形が出てきています。私たち農業委員会は、地区の農業者のために頑張りたいと思っております。

ただ、そういった事後承認がないように、そういうところは厳しく注意をして取り組んでいきたいと思っております。また、農業会議の方で、他町村の会長さんたちともこれまで何回かお会いしまして、いろいろ情報の交換なりいたしております。

今後とも小値賀町農業が発展しますように、私たちも農業委員会も頑張りますので、よろしくお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	四十九分	—
—	再開	午後	一時	二十九分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

日程第五、報告第四号、平成十七事業年度長崎県市町村土地開発公社の決算報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

総務課長

総務課長（谷 良一） 報告第四号、平成十七事業年度長崎県市町村土地開発公社の決算報告についてご説明いたします。

普通地方公共団体が出資している法人の経営状況につきましては、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定に基づき、議会に提出することになっておりますので、平成十七事業年度長崎県市町村土地開発公社決算報告書を提出し、ここに報告いたします。

議長（近藤一輝） これでは報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第四号、平成十七事業年度長崎県市町村土地開発公社の決算報告を終わります。

日程第六、報告第五号、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件を議題とします。

報告についての説明を求めます。

産業振興課長

産業振興課長（松本充司） 報告第五号、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件についてご説明いたします。

財団法人小値賀町担い手公社は、平成十三年三月二十八日に設立され、地域の特性と資源を活かした産業の振興を図るため、地域内外一体となつて次代を担う担い手の育成及び生産基盤の充実を推進し、産業の総合的な発展に寄与することを主な目的として活動をいたしております。

公社の資本金は、二千五百万円で、その内八〇%の、二千万円を小値賀町が出資しており、地方自治法第二百二十一条第三項の法人に該当いたしますので、同法第二百四十三条の三第二項の規定により、関係書類を提出して、ご報告いたします。

なお、公益法人制度の抜本的な改革及び公益法人会計基準の改正等の観点から、平成十七年度決算より、収益・非収益事業の明確化を図っており、その内容につきましては、報告書記載のとおりでございます。

議長（近藤一輝） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第五号、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告を終わります。

日程第七、報告第六号、小値賀交通株式会社^の経営状況の報告に関する件を議題とします。

報告についての説明を求めます。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（吉元勝信） 報告第六号、小値賀交通株式会社^の経営状況の報告に関する件について説明いたします。

小値賀交通株式会社は、平成四年八月三十一日に第三セクターとして設立され、同時に西肥自動車株式会社より事業を受け継ぎ、同年十月一日から廃止路線代替バスとして運航を開始し、今日まで無事故で運行を継続しております。

資本金は二千万円で、そのうちの八五%の一千七百万円を小値賀町が出資しており、地方自治法第二百二十一条第三項の法人に該当いたしますので、同法第二百四十三条の三第二項の規定により、関係書類を提出し報告いたします。

なお、その経営状況につきましては、報告書記載のとおりでございます。

議長（近藤一輝） これ^で報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

黒崎議員

十一番（黒崎政美） ただ今の報告書の十二頁。事業計画について。事業概要について。その二番目の、一般事業のところ^で、「例年どおり」と書いております。「例年どおり」ちゃあ、どういうことですか？

社長である町長、一般事業のところ^で、「例年どおり」で終わっとるわけですよ。

住民にとって大変重要な、交通弱者の救済のために小値賀交通は赤字ながら一生懸命頑張ってきている、「赤字だから廃止せよ」という考え方は私は毛頭ありません。これが自治体のやることだと思えます。赤字でも続けなければならぬと…。

だけど、一般事業のところ^に「例年どおり」しか書いとらんとですよ。これはどういうことなのかということをお伺いします。

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） お答えいたします。

誠に申し訳ございませんが、十八年度におきましては保育所・幼稚園、それから斑小小学校の関係で、今路線バスの運行時

間帯を変更いたしております。

そういうことで、ちよつとまだはつきりしていないということで、「例年どおり」というふうに書いたものと思われませんが、誠に申し訳ございませんでした。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） この欄については、平成十三年度以前は、該当欄がなかったわけですね。この十二頁そのものがなかったわけですよ。で、十三・十四・十六・十五、これすべて「例年どおり」。十五年度にどのように書かれていたかというのと、「経費節減や収入増加を図りながら、例年どおりの業務について遂行する。」と書いとるわけですよ。

私は、毎年毎年赤字、これはもうしようがないと思います。しかし、長くこの事業を進めていくためには、その年その年に重点的な目標を立てて、幾らかでも経費がかからないように、利益を上げるように、そういう意気込みが必要じゃないかというふうに思います。

ところが、平成十五年にたったこの一行だけ書かれておいて、他の事業年度は「例年どおり」と…。本当に小値賀交通を継続していく、そういう意気込みがあるのかどうかちゅうのが疑われるわけです。もうのんびんだらり、あく前もやりよったけん、そんなまやろうじゃないかと…。そういうふうに思われても仕方がなかってすね。

それで、損益計算書なんか見ると、前年度プラス・マイナス何パーセントで、恐らく計上されていると。私はこれは計算しませんでしたけど、そのような状況です。

私は、もう少し真剣にですね、小値賀交通問題に当たっては取り組んで、出来るだけ赤字を少なく、それで営業にも今広告料なんか取って、小さくてもそういう努力をしていく、毎年毎年そういう努力をしていかないと、大変なことになるんじゃないかと。資本金が二千万、赤字がまだ二千万になつてませんが、この資本金を超えるような累積赤字が出ないようにやるべきじゃないかちゅうふうに私は思います。

だから、少なくとも、よし今年度はこういう状況でやるぞと。毎年毎年そういう計画を立てていただきたい。もう、そうでなかったら、何をやってるのか解からん。毎年毎年の報告書に、チョコチョコ数字を入れ替えただけの報告書やったら私でも書けます。もうちよつと真剣にこの小値賀交通の経営については当たっていただきたい。如何ですか？

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道）　ご指摘につきまして、ごもつともであるとは私には考えておりますが、人件費等につきまして十八年度につきましては削減等をいたしておりますし、まだまだ削減しなければならぬ分についてもまだあるかと思いますが、今後とも真摯に受け止めて、今、出資金がもう逆転するような格好になっておりますので、十分注意しながらやりたいと思っております。

誠に申し訳ございませんでした。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

浦　議員

四番（浦　英明）　私は『損益計画書』、この十三頁についてちょっとお尋ねします。内容についてですね……。計画額とありますけども、上から七行目の「臨時旅客運賃」が百十二万円と。決算額よりもですね、二十三万八千円上回っておりますけど、この内容についてお尋ねしたいと思います。

それと、その三行下の、「自動車貸渡収入」、これが六十三万円新たに出てきておりますけど、この内容についても説明をしていただきたいと思えます。

それから、その下の「諸手数料」六万円となっておりますけども、これは決算額よりもちょっと下回っておりますので、これは広告料だと思えますけども、これが下回った理由は何であるか、その三つをお尋ねいたします。

議長（近藤一輝）　産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（吉元勝信）　お答えいたします。

臨時旅客運賃につきましては、ご指摘のように増額しておりますが、これにつきましては運賃を改定する予定にしておりますので、その分を増額しております。

それから、自動車貸渡収入につきましては、これは車のレンタル分の予算計上でございまして、まだ具体的に貸し出す手続きの方が済んでいない状況であります。早急にこちらの方の手続きを終わらせて、収入増につなげたいというふうな考えております。

それから、諸手数料につきましては、広告料でございしますが、昨年度も会社の方で一件一件当たって広告をお願いしたところでございますが、なかなか景気の方が厳しいようございしますので、若干今年度は減額して予算を計上させてもらっている状況です。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第六号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告を終わります。

日程第八、議案第五一号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第五一号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

国民健康保険法が、十月一日から七十歳以上の被保険者のうち、一定以上所得者について、医療費の一部負担金が二割から三割に変更になること、また出産時に支給される出産育児一時金の額が三十万円から三十五万円に変更されることに基づき、本条例を改めるものでございます。

条文につきましては、第四条の二第一項第一号を明確に表現し、同項第四号の一部負担金の率を二割から三割に改めておきます。

また、厚生労働省告示第九十二号「診療報酬の算定方法を定める件」が施行されたことに伴い、第四条の二第二項を改めるものでございます。

第五条で、出産育児一時金の額を三十万円から三十五万円に改めております。

附則といたしまして、施行期日は「平成十八年十月一日」からとしております。また経過措置といたしまして、施行日前に出産した被保険者への出産育児一時金の給付額は、なお従前の例によります。

最後に、条例の新旧対照表を添付いたしております。傍線を引いている部分が改正箇所でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五一号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第五一号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第五二号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(中川一也) 議案第五二号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

本条例は、小値賀町の次代を担う児童の確保を図るため、平成九年十二月に制定されたものでございます。現在までに三十四名に一千二百万円が支給されております。

このたびの改正は、本条例が支給対象者として従来から町内に在住している場合を想定しており、現在、町が施策として進めている交流促進事業によるＵターンやＩターン者等、移住者を考慮していないのではないかという意見があり、条例の不備を検討、改正するものであります。

第二条に「定住の意志を持つて」を加えるのは、仕事の関係で町内に生活する転勤者等との区別を明確にするためでございます。

第二条第三項で、出生時以前に五年以上町内に住んでいなくても、出生後、定住の意志をもって引き続き町内に在住する場合は、小学校入学時は対象としようということでございます。

第三条で、祝金の額を出生時三十万円、小学校入学時二十万円と明確にしたのは、いまの条例で、小学校入学時に小値賀町に住所を有していない場合の対応があいまいであったことを明確にし、改正案の第二条第三項の場合に対応するためのものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成十八年四月一日から適用するとしております。

なお、最後に条例の新旧対照表を添付いたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 本条例改正案は、支給対象者を、本町内に五年以上の住所要件を定住の意志を持つて本町に五年以上に、また出生時三十万円、小学校入学時二十万円のセットで、支給額五十万円を個々の住所要件に緩和した改正案は十分理解いたしますが、条例を制定・廃止するにおいては、その効果、データを十分検証されていると思えますが、平成九年度に制定して以来十年になります。

今日までの現在、今説明がありましたけれども、三十四件の一千二百万円ということですが、参考のためにお聞きいたしますが、内ですね、十六年・十七年・十八年の実績をお願いします。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） 第三子以上ですけれども、十六年が三名、十七年が五名、十八年度は現在のところ一名です。

現在、お出ししているのがですね…。第三子が最近産まれておりますので、もう二名は確実です。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 住民の利益になることでございますので、これの支給を前向きに拡大していくことは良いことだと思えますけれどもね、今言う実績を聞きますと、十八年は一名、十七年が五名、十六年が三名ということでございますけれども、この条例に基づくですね、主旨によつてですよ、目的によつて、これはなかなか難しい回答でございますけれども、町長は、この条例の主旨に沿った子供が産まれてきているのかということに対しまして、どうお考えになりますか？

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

― 休憩 午後 一時 五十六分 ―

― 再開 午後 一時 五十七分 ―

議長（近藤一輝） 再開します。

町 長

町長（山田憲道） 小値賀町の出生祝金につきましては三人目からということですね、これは町民の皆様結構浸透しているということ、やはり私は、これはですね、また次から次産まれるんじゃないかというふうに思っております。

それとですね、小学校入学時と別個にしてですね、明確にしたいということ、こういう条例の改正を上げさせたということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 解かりました。

町長がそういうお考えであれば、私はどううちゅうことは申し上げませんけれども、これは『議会だより』で条例の改正なんかは載りますけれども、大いに町の新聞ですね、大きく上げてPRしていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五二号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五二号、小値賀町出生祝金支給条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第五三号、小値賀町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育次長

教育次長（大黒泰三） 議案第五三号、小値賀町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案の提案理由をご説明いたします。

現行の条例の入館料につきましては、大人一人一回百円、団体は十人以上で一人一回五十円、幼児から高校生までは無料と規定しております。

ここ数年の利用状況を見ますと、全体的に利用者は横ばいの状況でございますが、その中で団体の入館者は平成十七年度で三組、五十五名の入館料は二千七百五十円と、利用者が少ないのが現状であります。

また、正規の入館料もあまり高くありませんので、少しでも収入増加を図るうえでも団体の割引を廃止し、入館料を一本

化にして、別表のとおりに改めるものでございます。

附則として本改正条例の施行日を、平成十八年十月一日と定めております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 午前中の一般質問にもありましたように、交流人口を増やそう、外からのお客さんを増やそうというふうなことで、町は一生懸命になつてゐるわけですね。

その中でですね、団体の客が少ないということだから、そんならもう町内の人も一緒に百円にならかそうというお気持ちなのだろうと私は思いますが、これは逆に考えますね、交流人口の増大を図ろうとした場合にはですね、件数が少ないとか何とかじゃなく、基本的な考え方がですね、金額をこうするつちゆうことは私は反対ではありませんけれども、基本的に今の説明ではですね、「少ないので。」つちゆうな話で、少しでも収入を増やそうというふうな考え方で、「少しでも収入を増やそう。」ということをおっしゃれば、そう考えなかつたんですけれども、これによって収入を増やしてもですね、小値賀に来てもらうというふうな経費からすればですね、大したことはないんですよ。

そういうことから加味して、反対ではございませんけど、もう一度答弁をお願いします。

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） 大変恐縮です。

歴史民俗資料館の館長を兼ねておりますので、私の方から答弁をさせていただきます。

一応、この案件についてはですね、歴史民俗資料館の運営協議会という組織がございます。で、協議会の中でもですね、検討しました。その中で、やはり団体の利用者というのがですね、一つは費用的に五十円を百円にする、その金額の負担がですね、果たして高いのか安いのかという点も一つあるかと思ひます。

それから、先ほど言いました利用者の増についてはですね、これは別の考え方が一つありまして、これも運営協議会で図

りましたけども、これは条例には入っておりません。規則の改正だけで済んでおりますけども、第二日曜日を『無料日』というところで、一応これも運営協議会と協議をすすね、教育委員会とも第二日曜日を、確か八月から無料日にすること、利用者の増、特に町内の利用者の増も図りたいと。併せてすすね、今言った団体としての利用客も非常に少ないのが現状でございます。

そこで、五十円を百円にして、金額はたくさん増えるということではございませんけども、大分ですすね、百円程度の負担がすすね、団体としても過大な負担になるのかという認識は、そんなに負担ではないんじやないのかということが運営協議会でも十分に検討されて、この際、団体割引の制度をすすね、もう撤廃した方がいいんじやないかということを受け一応教育委員会でも検討した結果、今回提案をさせていただきます。

以上でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五三号、小値賀町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五三三号、小値賀町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第五四号、平成十七年度長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（谷 良一） 議案第五四号、平成十七年度長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合は、市町村合併による構成団体の減少で存続が困難となり、構成団体の協議により、地方自治法第二百八十八条の規定によって、平成十八年三月三十一日付をもって解散いたしました。

同組合の平成十七年度歳入歳出決算については、地方自治法施行令第五条の準用により旧組合の管理者が行い、これを構成団体の長に送付し、構成団体の監査委員がこれを監査し、構成団体の議会がこれを認定することになっております。

なお、市町村議会議員の公務災害補償事業等の事務は、平成十八年度から長崎県市町村総合事務組合が行っております。去る九月八日に町監査委員による監査を行い、適正であるとの意見をいただきましたので、ご提案いたします。

ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五四号、平成十七年度長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

おはかりします。

本件を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五四号、平成十七年度長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日は、午前十時より開議します。

― 午後 二時 九分 散会 ―